

令和4年4月7日

新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の取り扱いについて

芦屋学園中学校・高等学校

新型コロナウイルス感染症対策として、下記のいずれかに該当し、自宅待機（医療機関での治療等も含む）された場合の取り扱いについてお知らせいたしますので、ご承知おきください。

1. 該当事由

- ①本人が新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者となったとき
 - ②同居家族が新型コロナウイルス感染症の感染者となったとき
 - ③本人や同居家族がPCR検査を受けているとき
 - ④本人や同居家族に、37.5℃以上の発熱があるとき
 - ⑤本人や同居家族に風邪症状（のどの痛み、咳、鼻水、頭痛、腹痛、下痢、嘔吐、倦怠感など）、また嗅覚や味覚の異常があるとき
 - ⑥新型コロナウイルスワクチン接種の期日や場所の選択が困難で、接種場所までの移動に長時間かかり出席が困難なとき
 - ⑦新型コロナウイルスワクチン接種後に発熱が見られるとき
- ※⑤、⑥について、インフルエンザワクチンは対象ではありません。

その他、欠席させる理由がある場合はご相談ください。

2. 取り扱い

- ①～⑦に該当する欠席などは、出席停止扱いとします。

3. 手続き

- ①欠席するときは、原則として8時30分までに保護者の方から担任へお電話いただき、欠席する理由をお伝えください。6月に「登下校ミマモルメ」が運用開始された後も、お電話でのご連絡をお願いします。
 - ②「新型コロナウイルス感染症関連における報告書」を記入いただき、学校へ提出をして下さい。報告書の提出をもって、出席停止の措置をとります。
- ※「新型コロナウイルス感染症関連における報告書」は学校ホームページよりダウンロード出来ます。

4. 適用期間

令和4年4月8日以降、当面の間

※終了時期は別途お知らせします。

※感染状況により、今後変更を行う可能性があります。